

令和6年和光市農業委員会9月総会会議録

和光市農業委員会

令和6年和光市農業委員会9月総会日程

令和6年9月25日（水曜日）午後1時00分開会

日程第1 開 会

日程第2 開 議

日程第3 議事録署名委員の指名 2番 富岡和樹委員 5番 成田真理子委員

日程第4 提出議案 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について

日程第5 協議事項 ①令和6年和光市農業委員会10月総会の日程について

②優良農業者表彰の審査について

③その他

日程第6 諸報告 ①会長専決について

②農業委員の活動報告について

③その他

日程第7 閉 会 午後2時00分

出席委員（１１名）

１番	新 坂 篤 司 君	２番	富 岡 和 樹 君
３番	富 岡 浩 之 君	４番	本 多 修 君
５番	成 田 真理子 君	６番	小 寺 淳 一 君
７番	吉 田 成 実 君	８番	田 中 和 巳 君
９番	富 澤 孝 子 君	１０番	井 口 俊 彦 君
１１番	浪 間 兼 三 君		

欠席委員（０名）

◎開会

◎開議

○事務局長（大塚） それでは、お待たせいたしました。ただいから令和6年和光市農業委員会9月総会を開会いたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○新坂会長 皆さん、こんにちは。

長く続いた暑さも、ようやく終わりが見えてきた今日この頃ですが、皆様、いかがお過ごしでしょうか。

本日もスムーズな議事運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより令和6年和光市農業委員会9月総会を始めます。

出席委員は11人中10人で、和光市農業委員会会議規則第6条による定足数に達しており、総会は成立していることを報告いたします。

◎議事録署名委員の指名

○新坂議長 初めに、議事録署名委員ですが、2番、富岡和樹委員、5番、成田委員、お願いします。

◎提出議案

議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について

○新坂議長 それでは、議事に移ります。

次第の4、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について。

議案書の1ページから3ページをご覧ください。

議案書を読み上げます。

氏名、被相続人、和光市新倉一丁目**番**号、A。相続人、和光市新倉一丁目**番**号、B。土地表示、新倉一丁目**番、**番**、**番**、**番**、新倉二丁目**番**、**番**。

地目が登記簿では、上から畑、畑、畑、畑、田、田になっております。現況は全て畑です。面

積は上から1,543平米、1,134平米、1,484平米、1,722平米、205平米、117平米、合計で6,205平米です。相続開始年月日が令和6年3月9日となっております。

本案件は、相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。租税特別措置法第70条の6第1項に規定されている納税猶予を受けることのできる要件は2つありまして、1つ目が被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと、2つ目、相続人が被相続人から相続により取得した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることとなっております。

本案件は、相続人であるBさんからの申請です。被相続人のAさんは、大正15年5月6日に出生し、令和6年3月9日に97歳で亡くなられ、体調を崩すまでは農業に従事されていたと伺っております。

相続人のBさんは、Aさんの息子で現在63歳、年間農業実数は310日です。今回申請された農地は6筆で、いずれも市街化区域内にあります。

現在の農地の状況は、本多委員に現地をご確認いただきました。写真資料1の1から3までの写真をご覧ください。これらが申請地の写真になります。

Bさんが相続税の納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかについてご審議ください。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

議案第9号は、4番本多委員に現地確認をしていただいておりますので、本多委員から現地確認の報告をお願いします。

○本多委員 2か所、現地確認をさせてもらいました、両方とも、本当に十分管理されていて、完璧だと思います。

ここは、この③は農地ですけれども、こちらは犬の散歩等、毎日のように通っています。草もこの写真を見てのとおり生えていないですし、何も問題なく管理されていると思います。

あともう1か所の広いほうも管理されていまして、それあと、今、サトイモとニンジンかな、ネギ、そういう作付もしているんですね。Bさんは恐らく1人でやっている方なので、いつも頭が下がる思いで畑をやっております。完璧だと思います。

以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

この議案につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

それでは、採決に移ります。

議案第9号につきまして承認ということに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。

よって、この議案は承認といたします。

◎協議事項

①令和6年和光市農業委員会10月総会の日程について

○新坂議長 続きまして、次第の5、協議事項に移ります。

協議事項①令和6年和光市農業委員会10月総会の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(内藤) 令和6年和光市農業委員会10月総会の日程についてですが、10月25日金曜日、午前10時からを提案させていただきます。場所は、5階の503会議室です。

なお、11月総会につきましては、11月25日の月曜日、午前10時の開催を予定しており、現在のところ、6階の502会議室を確保しています。ご協議のほどよろしくお願いします。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

10月総会の日程ですが、10月25日金曜日の午前10時からということですが、皆様ご都合はいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 すみません。既に予定が入っておりまして、ちょっと厳しいんですね。

○新坂議長 そうしたら、どうでしょう。10月25日前後でご予定のある方はいらっしゃいますか。

○田中委員 週明けちゃうと僕は駄目ですけども、28は駄目ですけども、多分行けないと思うんで。

○新坂議長 23、24あたりでご予定のある方はいらっしゃいますか。

○事務局(内藤) では、23、24でちょっとお部屋探してみても見つからなかった

ら、25という形です。

○新坂議長 難しかったら、25という。

○田中委員 はい。すみません、申し訳ないです。

○新坂議長 では、その方向でよろしくをお願いします。

また、11月につきましては、25日月曜日、午前10時の予定とのことですが、現時点でご都合の悪い方。

ちょっといいですか。今年は、11月総会終わった後、市民まつりのお疲れさま会みたいな感じきたらなと思っているんですけども。月曜日でも大丈夫でしょうか。

以前農業委員の事務局にいた方とかも応援に来てくださるので、11月の総会は午後がいいかと思うので。

○事務局（内藤） 総会自体が。

○新坂議長 総会が、11月25日月曜日の午後、皆様、ご予約のほうはいかがでしょう。

○事務局（内藤） 3時か、議案の有無によっては、4時から。

○新坂議長 いかがでしょう。

富澤委員、11月25日月曜日、市民まつりの慰労会という感じで、午後からの総会を予定しているんですけども、そちらの予定というのはいかがでしょう。

○富澤委員 まだ農協の予定いただいていないんですが、大体25から28の間って農協の理事会が入っている時期なんです、ただ市役所のほうから農協のほうにちょっと言ってもらえれば、その日は空けてもらえるかもしれません。

○新坂議長 分かりました。

では、現時点では、では25日の午後という予定をお願いします。

○富岡（和）委員 ちょっと話戻しちゃっていいですか、すみません。

10月の件ですけども、ちょっと私、24は駄目ですよ、申し訳ないんですけども。ちょっと11時頃から予定がありまして。23は大丈夫なんです。

○富岡（和）委員 申し訳ありません。

○新坂議長 いえ、いえ。とんでもないです。

では、23日をお願いします。

○事務局長（大塚） 富澤さん、10月23日って予定ございますでしょうか。

○富澤委員 いや、多分、予定は今入っていないんで。

○事務局長（大塚） 大丈夫ですか。

○富澤委員 大丈夫。

○事務局（大塚） では、10月23日、会議室を確認させていただきます。

○新坂議長 では、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○新坂議長 それでは、そのような日程でお願いいたします。

◎協議事項

②優良農業者表彰の審査について

○新坂議長 続きまして、協議事項②優良農業者表彰の審査について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 今年の優良農業者表彰の対象者につきましては、先月の総会でご説明いたしましたとおり、委員の皆様から各集落との話合いの末、ご推薦いただくようお願いしたところです。

皆様には大変お手数おかけいたしましたがおかげさまで11名の候補者を推薦していただきました。

資料の2-1をご覧ください。こちらが現時点でいただいている推薦者一覧になります。なお、優良農業者表彰の要綱では、1回の表彰につき6名までを上限としており、先月の総会の際にも6名でということになったんですけれども、今現在11名出ておりまして、去年と同じようなタイムスケジュールで考えると、全員表彰することも可能ではあります。

今年の表彰式は、11月17日の日曜日で、時間が昨年と同様に10時10分から10時50分までの40分間が確保されています。

裏面の資料2-2ですけれども、表彰式のタイムスケジュールを掲載しております。こちらが通常行うスケジュールで、主催者式辞、審査講評、賞状の授与、来賓祝辞、受賞者代表謝辞という形になり、昨年は全て行うと時間内に収まらなかったため、一部省略して表彰していました。今回は6名という予定ですので、省略しなくても時間内に収まる予定となっているんですけれども、スケジュールにつきましても、皆様のご意見をいただきたいと思います。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、皆様から推薦いただいた方の中から表彰者についてご意見

をいただきます。なるべくなら推薦いただいた全員を表彰したいところですが、時間に制限もありますので、皆様からのご意見をお願いします。

○富岡（和）委員 去年何人でどうにかなったんでしたっけ。ちょっと記憶が。

○新坂議長 去年。

事務局。

○事務局（井上） 去年は13名。

○富岡（和）委員 で、時間はオーバーしていない。

○事務局（井上） オーバーしていなかったですよ。祝辞とか、講評とか、そういったものは省略したので……何とか間に合ったという感じですね。

○富岡（和）委員 ありがとうございます。

○新坂議長 他にご意見、ご質問等がありますか。

田中委員。

○田中委員 優良農業者の方で、お勤めをされていて、リタイヤされて、別に何年以上とか、そういう特に決まりはあるんですか。

○事務局（内藤） そうですね、経営者は70歳以上であれば。というふうにはなっています。

○田中委員 そうなんですか。分かりました。

○新坂議長 他にご質問、ご意見等がありますでしょうか。

では、私のほうから。リストを見ると、後継者が結構3名ほどいらっちゃって、何か後継者、自分たちが現役の頃は、毎年1名みたいな感じでやっていたんで、一度に3名続くと、何か来年以降、だんだん弾切れではないけれども、候補者が少なくなってきちゃうのかなというのも、少しもったいないような気もしなくもない。

それと、後継者はたしか要綱で、何年でしたっけ、3年でした、就農して3年か5年。

○事務局長（大塚） たしか3年……。

○新坂議長 3年でしたっけ。集落が違うんで、どれくらい就農されているかは分からないんですけども、そこら辺も加味して、後継者は何か年齢順に大事に取っておいてもいいのかなという気もしました。

田中委員。

○田中委員 Cさんというわけではないんですが、その後継者、年齢は、例えば幾つまでというのは、特に基準があるんですか。

○事務局（内藤） 特にないです。

○田中委員 では、60歳になっても。

○事務局（内藤） そうですね。

○田中委員 分かりました。すみません。何か本当に新坂会長が今おっしゃっていたんですけども、もっと自分たちがやっている時代は、後継者クラブから何かこう表彰を出すというイメージが当時あったので。

○新坂議長 そうですね。

○田中委員 そうですね、年に1名。で、年齢順に順番にという感じね。だから、別に52歳の方がどうのこうのじゃないんですが。

○富澤委員 ただ、このCさんでももとは働いていた方で、お父さんが大変だったから、Cさんが手伝うようになったんです。

○新坂議長 ええ。

○富澤委員 お父さんは畑の作付はするんだけど、ほとんどCさんが収穫して、週に1回は他の仕事もしながら直売所へ持っていたりとかしていたようです。

○新坂議長 週1回は別の仕事を。

○富澤委員 もともと、お父さん自身が農家ばりばりやった方で、その息子さんで一生懸命やっているのもっと前に表彰されていると思っていました。

○富澤委員 もう結構農家は、始めて結構年数たっているんで。

○新坂議長 分かりました。

成田委員。

○成田委員 先ほど、年齢で、ある程度判断してやっているというお話あったんですけども、経験年数、先ほどのお話だと、会社勤めしてリタイヤしてという方もいらっしゃるという話で、そうなると、例えば50年やっていた方と、まだ同じ年齢ぐらいでも10年ぐらいしかやっていない方というところの差というか、やはり農業に対して長年貢献してくださった方というのがすごくやっぱり重視されるべきなのかなと思います。

○新坂議長 ありがとうございます。

一つまとめてみると、ちょっとポイントとしては、表彰者を要綱どおり6名に絞るか、もしくは例年みたいな形で、リストに上がっている人なるべく多く表彰するかという、この2つをまず皆さんに決めていただきたいなというのと、もし絞るとしたら、先ほどもちょっと僕指摘しましたがけれども、後継者を少し削って、6名という数になるべく近づけるという方法がいいんじゃないかとは思うんですけども、どうでしょう、まずはリストに上がってい

る人をなるべく多く表彰するか、6名に絞ったほうがいいのか。皆さん、どうお考えでしょうか。

○新坂議長 浪間委員。

○浪間委員 以前、後継者はたしか1人、以前の話になっちゃうんですけれども、後継者クラブから1名とかで、配偶者の方……1名でしたっけ。

○浪間委員 たまたま1名しかいなかったのかもしれない。

○新坂議長 たまたま1名しかいなかったのかもしれないですけれども。

○浪間委員 今、11名後継者の方がいらっしゃるんで、推薦された方いらっしゃるんで、後継者を絞るとすると、1名残して9名、全部で9名。9名でもやっぱり6人よりは多いから、やっぱり少し省略したりするような感じにはなるかな。

せっかく挙げて推薦者出してくれたんで、人数がそんなに差が無いんだったら、ちょっと押し込んだ形にして全員表彰して、できたらいいかなとは思うんですけれども。

○新坂議長 そうですね。

○浪間委員 はい。

○新坂議長 ありがとうございます。

○浪間委員 後継者に関しては、やっぱり弾数が。残しておきたいんで……

○浪間委員 年に1名ずつでもいいかなとは思います。

○新坂議長 成田委員。

○成田委員 先ほどの話の関連ですけれども、お一人お一人のその農業経験年数というのは、把握されているんですか。これでいうと、年齢とか。

○新坂議長 各支部長さんからの推薦ということですので、事務局等でもそこまでは把握はしていないですね。

○成田委員 そういうリストは無いということですよ。

○新坂議長 ええ。例えば、就農、退職された後、家に入って、農業を新しく始めたとしても、休みのときやったということもあると思いますし、どれだけその技術があるかというのは、数字ではなかなか評価もし難いところもあるかとは思います。ですので、そこら辺は、この人物をよく知っている支部長さんとかの話合いの中から出てきたのであれば、それを尊重してもいいかとは思います。あまりに経験が短くてとかというんだったら、またそれはちょっと問題かもしれませんが、あくまで支部長さんの意向を重視というのがいいのかなとは思います。

○成田委員 その辺は支部長さんが。

○新坂議長 ええ、そうですね。

○成田委員 確認してくだっているのですね。確認というか、把握しているということで。

○新坂議長 ええ、そうですね。

ふだんの仕事の様子であるとか。

他にご意見、ご質問等は。

○富岡（和）委員 このリスト中意外に高齢の方も多いので……

○新坂議長 そうですね。

○富岡（和）委員 高齢の方を優先を、よろしいのかなとちょっと感じるんですが。

○新坂議長 うん、ええ。私もそうですね、そのような。

他にご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

これまでいただいた皆様のご意見、ある程度まとめてみると、優良農業経営者に関しては、ご高齢の方も何名かいらっしゃるということですので、経営者に関しては、なるべく受賞に挙げて、まだ年齢の若い後継者に関しては、来年度以降に取っておくということも考えて、1名に絞るというその方向でやっていったらどうかと思うんですけれども、どうでしょうか。

また、後継者を1人絞ろうとすると、まずどの方がいいのかなという。年齢でいうと、越後山のCさんなんですよ。

皆さん、どうお考えでしょうか。

三協のDさんとEさんの息子さんというのは、どれぐらい就農されている。

○吉田委員 Dさんは、27ぐらいから農業を始めて8年で、Eさんは、東京農大出てアメリカに農業研修へ行行って、それから帰国してお父さんと一緒にやっているんで、キャリア的には、大学入れば10年ぐらいでやっていて。

ちょっと三協の選び方、支部長と僕等とやりましたんですけれども、その三協って、こっちの地区こっちの地区みたいなのが1つになっているんで、それで今ちょっと人数こんな多く選出したんですけれども、今のお話聞いていて、確かに、誰でも表彰されちゃうというんでは、ちょっとこの表彰の意味、表彰の意味というか、ありがたさがなくなってしまうので、自分のところでいうと2人、FさんとGさんであるんですけれども、これどちらか1人といったら、やっぱり年齢的にFさんをちょっと挙げさせていただいて、GさんとEさんだったら、ちょっと年齢的にもGさんを上に挙げさせてもらいたいというのが、三協で話した結果です。

それで、あとは、さっきの後継者の年1だとしたら、このCさんにしていただいたほうが何となくいいかなという気はします。

○新坂議長 ありがとうございます。

そうしましたら、今、吉田委員からの意見も踏まえて、加味して、少しリストを絞って、Gさんを来年以降ということで。

○吉田委員 後継者年1でしたら、来年度でもGさんはまだまだ行けると思うんで、それは。

○新坂議長 事務局。

○事務局（井上） そうしたら、年齢順で考えますと、上からHさんが85歳で、Iさん83歳、Fさんが80歳、半三池のJさんが78歳とKさんが76歳、あと後継者で、Cさんでちょうど6人になろうかなという思うんですけれども。

○新坂議長 富貴揚のLさんは。

○事務局（内藤） 年齢順だと、ちょっと下になっちゃうという感じですね。

○新坂議長 下。

○事務局（内藤） そうですね。Kさんが76歳になるので。

○新坂議長 事務局案から6名絞られた形ですけれども、この6名でよろしいですか。それか、畑中さんを経営者として加える。

どうでしょう。特に無ければ、今の事務局案から出た6名のもので決定ということによろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長 ではご意見無いようですので、ではこの案をお願いします。

○事務局（内藤） すみません。1つ補足で、本日選出された方についてですけれども、この後、支部長からご本人に受賞者として選ばれたことを伝えていただいて、受賞の意思があるかどうかという点と、受賞の意思がある場合には、11月17日の当日に本人または代理の方が出席可能かを確認していただければと思います。もしこの中で辞退される方がいらっしゃいましたら、また10月の総会のときにここからちょっと外れた方で改めて選出することもできますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○新坂議長 よろしくをお願いします。

それでは、このような形で支部長から表彰予定者に受賞の意思と、当日に本人または代理人の出席が可能かどうかをご確認いただき、その結果につきまして、事務局まで伝えていた

だくようよろしく願いいたします。

◎協議事項

③その他

○新坂議長 では、続きまして、協議事項③その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 協議事項その他についてですが、資料の3番をご覧ください。

生産緑地を新たに指定したり廃止したりするなどの変更がある際は、生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、和光市長から農業委員会に対し、対象地が農地に該当しているかどうか意見照会をすることとなっております。

このたび意見照会がなされたことから、この変更に対し農業委員会として意見がある場合は、和光市長に提出する必要があります。本日は、この変更内容について、直接説明を行わせていただくため、生産緑地の担当課である公園みどり課の職員にお越しいただいております。

説明をいただいた後、質疑応答を行い、意見がある場合は後日文書で回答し、意見が無い場合は、その場で回答が無い旨をご回答いただきます。

事務局から説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

では、事務局、公園みどり課に入室していただくようお願いします。

（公園みどり課職員入室）

○新坂議長 本日はありがとうございます。

それでは、説明をお願いします。

○公園みどり課（中野） 私は、公園みどり課の中野でございます。よろしくお願いいたします。こちら、西大立目、奥が清水でございます。よろしくお願いいたします。

本日、貴重なお時間をいただきまして、本当にありがとうございます。本日、生産緑地の関係で伺いました。農業委員会総会で生産緑地地区の変更につきましてご説明をさせていただくのが1年ぶりということになりますので、もちろんご存じの方はいらっしゃると思うんですけども、初めに生産緑地制度について、簡単にご説明をさせていただきます。

生産緑地とは、良好な都市環境の形成を図るため、都市計画法によって生産緑地地区として指定された市街化区域内の農地を指します。

指定されますと、相続税等の納税猶予が受けられるほか、固定資産税が軽減されますが、

指定から30年間は継続的に農地として維持管理する義務を負い、開発行為等の制限がかかる制度となります。

生産緑地地区は、毎年7月に追加指定の申請を受け付けているほか、農業従事者の死亡等によりまして指定解除や市による買取り、公共施設の設置に伴う指定解除などにより変更が生じてまいります。

こちらの変更について、原則年に1回、都市計画決定を行い、生産緑地地区を更新するという制度でございます。

今回、農業委員の皆様にご意見を伺いますが、こちらは国土交通省が定めます都市計画運用指針により、生産緑地地区に関する都市計画の変更の際に農地の認定については、農業委員会のご意見を頂戴することが望ましいとされているからでございます。

それでは、今回の生産緑地地区の変更の概要についてご説明いたします。

お手元の資料等をご覧いただければと思います。

今回は、従事者死亡による買取申出が3件、土地区画整理事業の換地処分に伴う地区の廃止及び分割が1件、午王山遺跡の保存としての帰属が1件でございます。それに伴いまして、生産緑地地区の変更が1地区、廃止が5地区、追加が2地区ございます。

それでは、生産緑地地区変更の詳細につきまして、担当の清水からご説明させていただきます。

○公園みどり課（清水） 改めまして、公園みどり課公園緑地担当の清水と申します。よろしくお願いたします。

では初めに、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

恐らく1つにとじられているかと思うんですけれども、和光都市計画生産緑地地区の変更（和光市決定）と書かれた計画書が1ページ目、その次が理由書、その次のページが新旧対照表、その次が変更概要書、その次が図面になりまして、変更概要図、こちらが全部で5ページになっております。その後に、最後に生産緑地現況写真というものが6ページございます。

不足等はないでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、お手元の資料の先ほど申し上げました変更概要図、2枚めくっていただいて、変更概要図に沿って説明をさせていただきます。

変更概要図 1 ページ目の第 4 号生産緑地地区、こちらをご覧ください。

図の右下に凡例を表示しておりますが、黄色で塗られた部分が変更前の区域で、赤い線で囲われた部分が変更後の区域となっております。黄色で塗られた元の第 4 号生産緑地地区の一部が二軒新田土地区画整理事業の施工区域内に入っておりまして、今回、その中の10筆の農地が換地により面積と位置に変更が生じたことに伴い、生産緑地地区が赤の線で囲われた区域に変更となりました。

なお、元の第 4 号生産緑地地区は、複数の筆の農地で構成された一団の生産緑地地区として指定されたものでしたが、区画整理の換地で生産緑地地区の中に保留地や公園用地等が入り込んだことにより、地区が分断される形となりました。そのため、第 4 号生産緑地地区を廃止し、図の右上にある一塊の赤い線で囲われた地区を第 4－1 号生産緑地地区、それ以外の地区を第 4－2 号生産緑地地区として分割し、新しく指定をすることといたしました。

元の第 4 号生産緑地地区の面積は、図の真ん中ら辺になるんですが、黒文字で示しておりまして、約2.54ヘクタールであったのに対しまして、新たに指定する第 4－1 号及び第 4－2 号生産緑地地区の面積は、赤文字で示しております。第 4－1 号生産緑地地区が約0.28ヘクタール、第 4－2 号生産緑地地区が約1.99ヘクタールとなっております。

次に、変更概要図の 2 ページ目をご覧ください。

1 枚めくってください。

恐れ入りますが、先ほどの第 4 号生産緑地地区の図から表示方法が変わりまして、このページ以降は削除する区域を黄色、変更後の生産緑地地区を赤枠、変更前を黒文字、変更後を赤文字で示しております。

なお、右下の凡例には追加する区域をピンク色で示させていただいておりますが、今回は追加指定の申請がなかったため、該当する区域はございません。

こちらの第47－5号生産緑地地区につきましては、黄色で示したM様とN様のご所有の農地について、史跡午王山遺跡指定公有地化事業により市と土地売買契約が締結され、市に帰属されたことに伴い、廃止となりました。

続きまして、概要図 3 ページ目の第52号生産緑地地区をご覧ください。

こちらにつきましては、主たる従事者であるO様がお亡くなりになられたことに伴い、相続人の方から買取申出書が提出され、その後、行為制限が解除されたことにより、地区の廃止となりました。

次に、変更概要図 4 ページ目の第97号生産緑地地区をご覧ください。

こちらは、主たる従事者であるP様がお亡くなりになられたことに伴い、相続人の方から買取申出書が提出され、その後、行為制限が解除されたことにより、地区の廃止となりました。

次に、変更概要図5ページ目をご覧ください。

図の下側の第99号生産緑地地区は、主たる従事者であるQ様がお亡くなりになられたことに伴い、相続人の方から買取申出書が提出され、その後、行為制限が解除されたことにより、地区の廃止となりました。

また、ページの上にある第103号生産緑地地区は、同じくQ様が亡くなられたことに伴い、相続人の方から買取申出書が提出され、その後、行為制限が解除されたことにより、面積及び区域が変更となりました。

変更の詳細につきましては、以上でございます。

○公園みどり課（中野） 今後の手続の流れといたしましては、皆様にご意見を伺った後に、10月に県知事協議をいたしまして、その後、案の公告と縦覧を行います。そして、12月に予定されております和光市都市計画審議会に諮問し、生産緑地地区を変更する都市計画決定を行います。最終的な都市計画変更を年内に告示することで、今回の都市計画生産緑地地区が確定するという流れでございます。

生産緑地地区の変更に関する説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、農業委員会として、変更後または追加された当該生産緑地地内の土地が農地に該当しているかどうかについて、意見を求めます。

皆様、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

何かご意見、ご質問等はどうでしょうか。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長 では、意見無しということで、よろしくお願いします。

では、公園みどり課の皆様、本日はどうもありがとうございました。

○公園みどり課（中野） ありがとうございました。

（公園みどり課職員退室）

○新坂議長 では、協議事項は以上とします。

◎諸報告

①会長専決について

○新坂議長 続きまして、諸報告に移ります。

諸報告①会長専決について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 議案書の4ページから13ページをご覧ください。

今月の会長専決は、4条届出が1件、5条届出が5件となっており、現地の状況は写真資料の4番から9番となっていますので、確認ください。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、写真資料をご覧になって、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○新坂議長 よろしいでしょうか。

よろしければ、会長専決は以上とします。

◎諸報告

②農業委員の活動報告について

○新坂議長 続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 今月の活動の共通事項については、写真資料の10番をご覧ください。

本日25日の農業委員会9月総会です。その他、個別に農地パトロールや現地確認をさせていただいた方は、その旨ご記入ください。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

その他、皆さんから活動に関してご報告がある方は、挙手をしてください。

本多委員。

○本多委員 市民まつりの実行委員会に出席してきました。今月の19日の木曜日、保健センターにて市民まつりの実行委員会の全体の会議ということで、出席しました。それで、その中で、決定事項ということが、また報告事項ということで、まずは模擬店の説明会がありまし

て、今回は、模擬店の参加団体が去年は88件だったんですけれども、今年は102件ということで、出店が増えました。

それとあと、協賛金ですよ、協賛金も、こちらも委員の方が個別で企業に回りまして、その努力もありまして、こちらも去年より増えまして、40万円ぐらい協賛金が増えたんですよ。私も参加して行ってきましたけれども、なかなか大変なことです。

あと、来年、先月も報告したんですけれども、ご存じのとおり、11月17日が市民まつりということで、来年の日程も決まりました。来年は11月9日、第2日曜日です。今後、第2日曜日に市民まつりを開催しようというふうな形で、話になっています。ただ、年々、共進会の野菜も参加者が減ってきてまして、どうなのかな、ちょっと早過ぎるんじゃないのかなというふうな感じもするんですけれども、取りあえず来年の11月9日の状況を見て、また何週目にするかとか、そういう判断をしていくようになる、方向に行くかというふうに思っています。

あと、今後の日程ですけれども、来週の30日、9月30日ですね。こちらの共進会の委員会があります。あと、市民まつりの実行委員会は、会場部会の会議が10月2日、広報部会の会議が10月10日というような予定になっています。

市民まつりは以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

他に何か報告がある方がいらっしゃいましたら、お願いします。

○本多委員 支援学校で駐車場を使えたんですけれども、今回の11月17日は、イベントがあるのかな。

○本多委員 文化祭がありまして、使えないということで、駐車場が農協の目の前の広場というか、草っ原というか、そちらを駐車場で使うというふうな予定になっています。ちょっと大変ですよ。

○富澤委員 遠いですね。

○本多委員 移動するのも大変で。

○富澤委員 でも、市役所の横だと、この先、来年も結局、支援学級さんは文化祭ということでおっしゃっていたのもありますけれども、この保護者もその日にお見えになりますよね。そうすると、流れが市民まつりに流れてくるということで、多分この先ずっと重なっていく。で、和光も3週目は何か予定入っていますよね、市で。だから、もう2週目というのは、ある程度固定になっちゃうんで、この先ずっと駐車場には多分大変ではないか。

○新坂議長 分かりました。では、ありがとうございます。

他に何か報告がある方がいらっしゃいましたら、お願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、無いようですので、諸報告は以上とします。

◎諸報告

③その他

○新坂議長 諸報告③その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 諸報告③その他ですが、3点ございます。

1点目は、「農家だより」についてです。

資料4をご覧ください。

共進会実行委員会の実施について掲載しております。これが9月30日で来週のことになりますので、その中での内容もちよっと盛り込みたいところですので、今回、「農家だより」の発送が少し遅くなる予定となっております。

それと、実行委員会に伴って、出品農産物を募集しますという記事と、共進会のスケジュールについてと、それとあと地域計画の話し合いの場が開催されましたということで、載せております。

最後に、農地の除草にご協力をということで、載せております。

裏面は、今回はありません。

諸報告2点目については、地域計画についてです。

資料の5番をご覧ください。

8月30日にアクシスにて話し合いの場が実施されました。ご参加、ご協力ありがとうございます。

地域計画策定に伴って、法律に開催することが定められた「話し合いの場」は、今回で終了となります。

話し合いの場では、資料5番の1枚目の参考様式5-1についても話し合いをしました。これを公表することで、「協議結果の公表」となります。公表はホームページで行う予定です。

そして、2枚目についているカラーの地図ですけれども、話し合いの場で10年後の耕作者のところに名前が入ったところに色がついております。ここから特に変更が無ければ、これをもってJ A、農林公社等の関係機関への意見聴取や農業委員会総会に諮った上で、地域計画

案の縦覧等の手続を経て、来年度初めには策定される方向性となっております。

3点目につきましては、農産物共進会実行委員会が9月30日にあるというところですが、こちらは新坂会長、浪間代理、本多委員さんにご出席いただく予定となっております。また、委員さんの共進会の前日、当日それぞれの役割分担等については、来月の総会で調整していきたいと思っております。現時点で11月16日、17日でご都合の悪い日時がありましたら、お知らせいただければと思います。

○田中委員 すみません、11月16日は消防団の連合点検があるので、自分はそちらにちょっと行かなくちゃいけないので、申し訳ございませんが。

○新坂議長 他にご都合の悪い方はいらっしゃいますか。

○事務局（内藤） もし、後日、また何かご都合が悪い日がありましたら、お知らせいただければと思います。

諸報告について、説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

最後に、委員の皆様から何かご連絡ございますでしょうか。ご質問等でもいいんですけれども。

（発言する者なし）

○新坂議長 それでは、本日の議事は以上とします。

◎閉会

○新坂議長 本日も皆様のおかげで滞りなく議事運営ができました。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年和光市農業委員会9月総会を閉会します。

皆様お疲れさまでした。

閉会 午後2時00分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員